

# 選挙管理委員会規程

(令和5年7月制定)

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本小児リウマチ学会の役員の選挙に関する業務を所管する選挙管理委員会（以下、委員会）の組織および運営に関し、必要な事項を定める。

### (業務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、本法人において実施される役員選挙において、次の業務を行う。

- (1)選挙の告示
- (2)役員候補者の立候補届出の受理・告示
- (3)投開票に関する業務
- (4)選挙結果の報告
- (5)評議員資格の審査・管理
- (6)その他、前条の目的を達成するために必要な業務

### (委員会の構成)

第3条 委員会は、5名以上の委員により構成する。

2 委員は、正会員の中から立候補するもの及び理事長が指名するものを、理事会が承認する。

3 委員会に委員長1名及び副委員長1名をおく。委員長は理事長が指名し、委員会を代表する。副委員長は委員長が指名する。

4 委員は、委員会を組織し、委員会の業務を行う。

### (委員会の運営)

第4条 委員長は、必要があると認めるときは委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げないが、連続2期までとする。

### (委員長の任期)

第6条 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員の制約)

第 7 条 委員は、業務として行う選挙において選挙人及び被選挙人、推薦人になることはできない。

(選挙の管理)

第 8 条 役員候補者の選挙は、委員会がその事務を管理する。事務局は、本法人の事務局に置く。

(選挙の告示)

第 9 条 選挙に関する告示は、投票締切日の 30 日前までに行う。

2 告示の内容は以下の通りとする。

- ① 役員の定数
- ② 役員の任期
- ③ 役員立候補受付期間
- ④ 投票期間・開票日
- ⑤ その他必要な事項

(役員候補者の立候補)

第 10 条 役員へ立候補しようとするものは、所定の書類を付して、定められた期日までに、その旨、選挙管理委員会に届けなければならない。

(選挙の実施)

第 11 条 選挙は、現役員の任期終了日までに実施する。投票締切日及び開票日は委員会が定める。

2 委員会は、投票日の 14 日前までに被選挙人名簿を選挙人に告示する。

3 投票は、委員会が定める所定の投票用紙を用い、全国一斉に郵送によって行う。記載後、投票用紙は、定められた封筒により返送するものとし、投票締切日の消印有効とする。

4 投票にあたっては、無記名投票とする。

5 開票は委員会が行い、投票結果は速やかに選挙人に公表する。

(委員及び委員会の権限)

第 12 条 選挙の実施にあたって、定款及び本規程あるいはその他の規定、もしくは理事会の議決のない事項については、委員会が決定する。

2 委員会は、選挙における不正を発見した場合、それに関係する者をその選挙から除外することができる。

## 第2章 理事候補者の選出

(理事選挙投票の要領)

第13条 選挙理事候補の投票は、被選挙人の中から5名以内、不完全制限連記無記名で行う。これに外れるものはその投票を無効として扱う。

(理事選任候補者の決定)

第14条 選挙理事候補者は、選挙得票数の順位により上位13名を選任候補者とする。

2 得票数が同数の場合は、委員長は選挙管理委員立ち会いの下、くじにより当落を決定する。

3 理事選任候補者が決定した後、社員総会が開催されるまでの間に特別の事情で候補を辞退するか、又は欠けたときは、委員会に諮り次位の者を繰り上げる。

4 次位がない場合、理事会は、第11条による選挙により選出された理事候補者の意見を聞き、推薦理事候補者を選考して社員総会で選任する。この場合でも、推薦理事の定数は変更しない。

5 選挙理事の立候補者が10名以上13名以下の場合、選挙は行わず、無投票にて選挙理事候補者となる。

6 選挙理事候補者が9名以下の場合、再度立候補者を募る。

附 則

(1) 本規程は、理事会承認後に施行する。選挙管理委員会が構成されるまでの間、本法人総務委員会選挙制度準備ワーキンググループの行動規範とする。

(2) 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。